

佐賀県における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進に係わる  
「耐震診断マニュアル」

平成 30 年 8 月  
佐賀県建築士事務所協会  
構造専門委員会

特記なきは、「佐賀県耐震診断の手引き（平成 22 年度版）」による。

① 準拠基準

(財)日本建築防災協会

- ・「2001 年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び耐震改修設計指針・同解説」
- ・「2009 年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び耐震改修設計指針・同解説」
- ・「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断・耐震改修設計指針・同解説 2011 年版」
- ・「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針 2005 年」

※既に耐震診断が終了している建築物は、当時の診断基準を準拠基準としてよい。

② 診断次数

原則として第 2 次診断法による。但し、7 階建て以上の RC 造及び SRC 造建物については、地震時の変動軸力等にも配慮して準拠基準を適切に準用すること。

※ 2 階建て以下の建物で第 1 次診断にて安全性が確認できる場合は、第 2 次診断は不要とする。

③ 現地調査対象外とする調査内容について（対象外部分については報告書に明記すること）

- ・地震発生時に耐震診断義務化路線に影響を及ぼさない場合
  - ※PH 階、高架水槽、バルコニー、及びキャノピー等が対象  
（問題となる老朽化がある場合は状況報告必要）
- ・現地調査が非常に困難で、所有者の了解が得にくい調査
  - ※基礎、地中梁（診断計算に影響がある場合は、診断者判断とする。）
- ・大型台風に耐えた実績を考慮すると、問題となる老朽化が無ければ地震に対する余力はあると想定される場合
  - ※屋上看板、広告塔等（問題となる老朽化がある場合は、状況報告必要）

④ 既存図面が有る場合の現地調査留意事項について

a. RC造の場合

- ・配筋は図面を正としてよい。
- ・躯体開口は、建具表等を参考に現地を確認すること。
- ・非構造部材は、現地調査対象外とする。

b. S造の場合

- ・鉄骨現地調査は確実にを行うこと。但し、主要部分を調査し図面通り施工されていることが判断できれば、全てを行う必要は無い。

⑤ 既存図面が無い場合の現地調査について

耐震診断には、構造図は必須であるため十分に探す必要がある。(現地調査業務が膨大となり所有者への負担が大きくなる。) 構造図が所有者に保管されていなかった場合は、所有者より設計者・施工者等に問い合わせして頂くことが重要である。

a. RC造の場合

- イ. 基礎・地中梁は、現地調査対象外とする。
- ロ. 非構造部材は、現地調査対象外とするが、重量算定に必要な調査は行うこと。
- ハ. 探査精度が良い鉄筋探査機を用い鉄筋位置が把握できれば、はつり調査を省略することが出来る。但し、鉄筋種別および鉄筋径の確認は、はつり調査等により行うこと。

b. S造の場合

- イ. 基礎・地中梁は、現地調査対象外とする。
- ロ. 柱・大梁・ブレースについて、部材ごとに断面寸法と超音波厚さ計などにより板厚を計測する。
- ハ. 非構造部材は、現地調査対象外とするが、重量算定に必要な調査は行うこと。但し、外壁仕上げ材の劣化や有害なひび割れ、変形等が生じている場合は、落下が耐震診断義務化路線に影響を及ぼさないか検討する。

c. SRC造の場合

柱配筋及び鉄骨形状の調査は構造体に比較的大きな損傷を与えることから最小限とし、想定した部材名ごとにはつり調査は、3層に1箇所程度とする。

d. 仕上げについて

妥当な想定と判断できる場合は調査を省いても良い。

※押えコンクリート厚さ、モルタル厚さ

⑥ PH階・高架水槽・屋上工作物及びキャノピーについて (対象外部分については報告書に明記すること)

- ・上記構造物が耐震診断義務化路線に影響を及ぼさない場合は、対象外とする。但し、図面が無い場合は、重量算定に必要な調査は行うこと。
- ・高架水槽及び設備機器が落下の恐れがある場合や問題となる老朽化がある場合は、本

体への取付け状況や劣化状況を写真等で記録し、報告書にまとめる。

⑦ 付属棟について（対象外部分については報告書に明記すること）

- ・ EXP.J による増築は、別棟として耐震診断義務化路線に影響を及ぼさない場合は、対象外とする。
- ・ RC造建物に付属建物等（鉄骨造）が一体増築された場合でも、当該建物が耐震診断義務化路線に影響を及ぼさない場合は、対象外としてよい。但し、当該建物の地震力は本体負担とする。

⑧ コンクリートコアについて

小規模の建物で各階3本のコア採取が出来ない場合は、各階1本のコア採取にて、診断用のコンクリート圧縮強度を決定しても良い。但し、設計基準強度を上限としなければならない。

※小規模の建物目安

- ・ 対象階の床面積が 100 m<sup>2</sup>未満の階 1 本、200 m<sup>2</sup>未満の階 2 本とする。

※コアの直径は 75mm 以上を原則とするが、困難な場合は 50mm 以上としても良い。

⑨ 事前打合せについて

図面がない場合：現地調査内容について構造専門委員会と事前打合せを行うこと。

図面がある場合：現地調査内容については、これまで通り部会設定会議にて事前審査を行ないます。但し、現地調査内容に関する事前相談を構造専門委員会にて受け付けます。